

件 名

令和 9 年度当初教職員人事異動方針について

提案理由

令和 9 年度当初人事異動を推進するに当たり、別紙のとおり、教職員人事異動方針を決定したいので、審議願います。

概 要

＜基本方針＞

「第 4 期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、以下に基づき、人事異動を推進する。

- 1 本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜てきし、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- 2 本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。

- 3 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- 4 本県教育水準の向上を図るため、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。特に、市町村立小・中学校等（さいたま市立学校を除く。）の教職員の人事異動については、市町村教育委員会の内申を尊重して行う。
- 5 新規採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- 6 役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
- 7 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、管理職への積極的な登用に努める。
- 8 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

令和9年度当初教職員人事異動方針

1 基本方針

「第4期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、以下に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜てきし、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 本県教育水準の向上を図るため、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。特に、市町村立小・中学校等（さいたま市立学校を除く。）の教職員の人事異動については、市町村教育委員会の内申を尊重して行う。
- (5) 新規採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。

- (6) 役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
- (7) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、管理職への積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動に当たっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。

- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 登用

校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭は、有資格者の中から、全県的視野の下に真にその職に適する者を登用する。

また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。